**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（第百三十四号の第三改訂版への改訂に伴い新たに規定された要件の適用対象となるもの（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（前項に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる第百五十六号に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる第百五十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第七改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

**第三条**　この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、同条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

2　旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。

# 法規的告示

**○国土交通省告示第六百七十一号**

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月四日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

**第一条**　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | |
|---|---|
| （定義等）<br>**第２条**　（略）<br>２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。 | |
| 略語 | 意味 |
| 協定規則第10号 | 協定規則第10号第７改訂版補足改訂版 |
| （略） | （略） |
| 協定規則第16号 | 協定規則第16号第10改訂版補足第２改訂版 |
| （略） | （略） |
| 協定規則第46号 | 協定規則第46号第７改訂版 |
| 協定規則第48号 | 協定規則第48号第９改訂版補足第２改訂版 |

| 改正前 | |
|---|---|
| （定義等）<br>**第２条**　（略）<br>２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。 | |
| 略語 | 意味 |
| 協定規則第10号 | 協定規則第10号第７改訂版 |
| （略） | （略） |
| 協定規則第16号 | 協定規則第16号第10改訂版補足改訂版 |
| （略） | （略） |
| 協定規則第46号 | 協定規則第46号第６改訂版補足改訂版 |
| 協定規則第48号 | 協定規則第48号第９改訂版補足改訂版 |